

議案第 73 号

財産の減額貸付について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第6号の規定により、次のとおり財産を減額して貸し付けることについて、市議会の議決を求める。

令和5年2月15日提出

市川市長 田 中 甲

記

1 減額貸付をする財産

建 物

名 称	付属商店舗棟
所 在	市川市鬼高4丁目5番1号
構造・階数	鉄骨造・2階建
建築面積	1,147.99平方メートル
延床面積	2,208.11平方メートル
建 築 年	平成16年

建物に付属する土地

所 在	市川市鬼高4丁目267番の一部 市川市鬼高4丁目390番の一部 市川市鬼高4丁目397番の一部
地 目	宅地
面 積	1,147.99平方メートル

2 減額貸付の相手方

市川市鬼高4丁目5番1号

株式会社市川市場

代表取締役社長 太田 英行

3 減額貸付の目的

株式会社市川市場が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、市川市が所有する地方卸売市場の建物及び建物に付属する土地を当該法人に減額して貸し付けるものである。

4 減額貸付の条件

建物及び建物に付属する土地は、貸し付けられた日から相手方による地方卸売市場の運営に使用するものとする。

5 減額貸付の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

6 貸付の金額

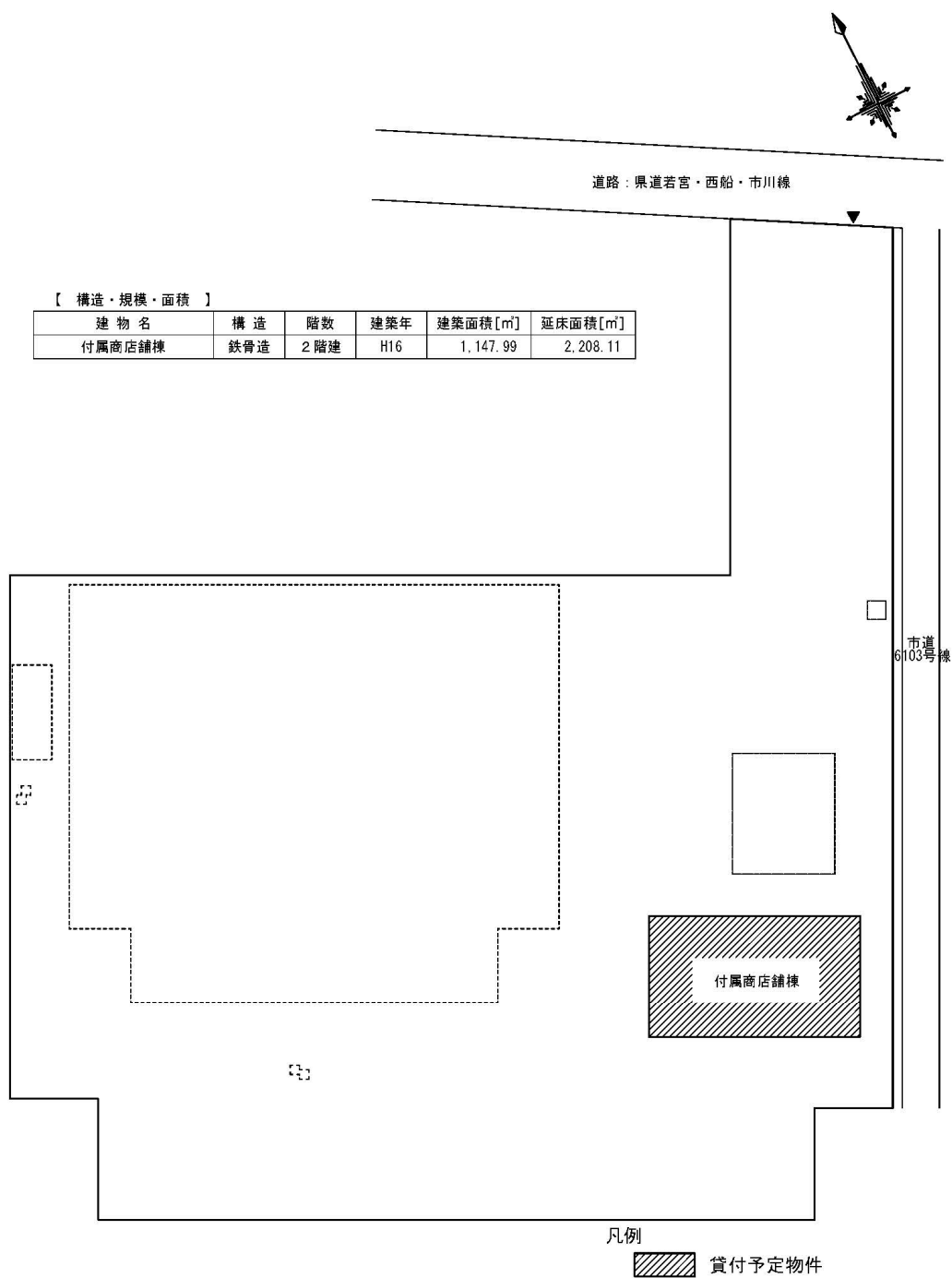
年額 6,216,913円

## 理 由

株式会社市川市場が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、市川市が所有する地方卸売市場の建物及び建物に付属する土地を当該法人に減額して貸し付ける必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

減額貸付をする建物位置図



議案第73号の参考2

減額貸付をする建物に付属する土地位置図

